

下水道使用料賦課漏れについて

1 はじめに

本年2月に使用者変更時の手続きをおこなった際の料金システムへの入力ミスが原因で数年間に渡って下水道料金の請求漏れがあったことが1件判明しました。

期間は、平成29年11月分～令和4年1月分、賦課漏れ金額は、9,197,264円でした。本件については、お詫びするとともに状況等の説明をし、ご理解をいただき完納していただきました。

しかしながら、他にも下水道使用料の賦課漏れが生じている事案がないか確認の必要があると判断し調査、点検を行いました。

その結果、下水道区域内で公共下水道に接続されているにもかかわらず、上水道料金のみ請求となっており、下水道使用料金の未請求であった事案が複数件判明いたしました。

公共下水道をご利用いただいている町民、事業者様に対し、信頼を損ねる事態を招いたことに深くお詫び申し上げますとともに、今後同様な事案を発生させないよう適正な事務処理に努め、再発防止を図ってまいります。

2 下水道接続状況調査と結果について

(調査方法)

水道料金システムによって町内の水道利用者数約8,000件から公共下水道地域内(農業集落排水地域を含む)において上水道のみを使用している世帯、事業者2,116件を対象に保存してある4,013件の接続完了書類と突合する調査を実施しました。

更に浄化槽使用者、散水栓等の下水道へ未接続が明らかな事案を除き、接続実態が不明な126件について、現地の訪問調査を実施しました。

(調査結果)

上記による調査結果は、以下のとおりです。

件数(※1)	遡及して納付をお願いする額(※2)	時効により請求が出来ない額(※3)	合計額
52件	4,925,179円	6,188,692円	11,113,871円

※1) 件数は、該当する使用者の数

※2) 地方自治法第236条(金銭債権の消滅時効)の規程に基づき最長5年分について請求する額

※3) 前記の法の規程により5年が経過して時効となり、請求が出来ない額

3 発生原因について

- (1) 排水設備の接続に関する申請の受付、確認を行う下水道担当と上水道料金と下水道使用料の賦課徴収を担当する水道管理担当の間で新規接続の情報、賦課徴収の情報を共有・連携した業務体制が十分でなかった。

※令和3年度までは、下水道担当と管理担当(水道課)は、別々の課に設置されていましたが、令和4年度より環境課下水道担当と水道課は、上下水道課に統合されました。

- (2) 下水道への接続工事をした際に工事店より申請書が提出されず、接続について把握が出来なかった。

※下水道への接続工事については、条例により指定工事店が排水設備確認申請書を提出し、町の確認を受けて施工することとなっています。(滑川町下水道条例第6条、第7条)

4 下水道使用料が賦課徴収漏れとなった下水道使用者様への対応について

賦課徴収漏れとなっている下水道使用者様に対しては、個別に丁寧な説明をさせていただき、地方自治法第236条(金銭債権の消滅時効)の規程に基づき最長5年分について、遡及請求を行わせていただいております。お支払いは、分割納付などの柔軟な対応をさせていただいております。

5 再発防止策について

- (1) 下水道への接続工事を行う滑川町下水道排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)に対して、既存の指定工事店へは、排水設備接続工事に係る制度及び手続きについて申請の義務及び罰則などについて定期的な周知により再確認を促します。新規登録の指定工事店には、パンフレットなどによる周知を行います。
- (2) 確認申請書、使用開始届など下水道担当と水道管理担当において、相互に適正な処理を確認し合うため、申請から料金賦課対象の登録まで書類の決裁に係る手順を共有し、手続き漏れや誤登録などがないよう徹底します。
- (3) 下水道区域において、上水道のみを使用している家屋について、下水道へ接続済みがないか年1回の調査を行います。

上記再発防止策をもとに、今後二度と同様の事案を発生させることがないように法令・条例等に基づき適正な管理及び事務執行に努め、再発防止を図ってまいります。

【 本件に関するお問い合わせについては、下記へお願いします 】

上下水道課 下水道担当 TEL0493-56-2231(直通)